

別 表

補 助 事 業 費

	補助対象事業経費	補助事業の内容	補助金の限度額
事 業 費	危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	1戸当たり97万5千円＋除却費 ・引越費用等 97万5千円 ・除却費用は、住宅局標準建設費等通知 (当該年度)に定める除却工事費
	危険住宅に代わる住宅建設(購入を含む)に要する経費 (建物助成費)	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額の費用を交付する事業	1戸当たり421万円 ・建物 325万円 ・土地 96万円